

基 発 1225 第 4 号  
平成 27 年 12 月 25 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件の適用について

「労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件」(平成 27 年厚生労働省告示第 481 号)が本日公示され、改正後の「労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等」(平成 18 年厚生労働省告示第 25 号。以下「告示」という。)が平成 28 年 1 月 1 日から適用されることとなった。

については、これに係る労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 95 条の 6 の規定に基づく報告(以下「有害物ばく露作業報告」という。)について、関係者への周知徹底を図るとともに、下記事項に十分留意し、その運用に遺漏のないようにされたい。

#### 記

- 1 有害物ばく露作業報告の対象となる物(告示第 1 条関係)  
別紙の表の中欄に掲げる物(以下「対象物」という。)及び対象物を含有する製剤その他の物(同欄に掲げる物の含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。)を有害物ばく露作業報告の対象とすること。  
なお、「炭化けい素(ウイスキー及び繊維状のものに限る。)」の「ウイスキー」とは、幅(直径)が数 $\mu\text{m}$ 程度以下の細長い針状の単結晶をいい、「繊維状」とは、概ね長さが 5 $\mu\text{m}$ 超、幅が 3 $\mu\text{m}$ 未満、長さが幅の 3 倍を超える繊維をいうこと。
- 2 報告の期間等(告示第 2 条関係)  
事業者は、平成 28 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象物の量が 500 キログラム以上になったときは、平成 29 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に、所轄労働基準監督署長に有害物ばく露作業報告を行わなければならないこと。

(別紙)

コード	物	含有量 (重量%)
215	アセトンシアノヒドリン	1%未満
216	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン	0.1%未満
217	エチリデンノルボルネン	0.1%未満
218	4-クロロ-オルト-フェニレンジアミン	0.1%未満
219	2-クロロニトロベンゼン	0.1%未満
220	2-(ジエチルアミノ)エタノール	1%未満
221	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	0.1%未満
222	2, 6-ジターシャリーブチル-4-クレゾール	0.1%未満
223	ジチオりん酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラチオン)	0.1%未満
224	炭化けい素(ウイスキー及び繊維状のものに限る。)	0.1%未満
225	チオりん酸O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名ダイアジノン)	0.1%未満
226	テトラナトリウム=3, 3'-[(3, 3'-ジメトキシ-4, 4'-ビフェニレン)ビス(アゾ)]ビス[5-アミノ-4-ヒドロキシ-2, 7-ナフタレンジスルホナート](別名C Iダイレクトブルー15)	0.1%未満
227	2, 4, 6-トリクロロフェノール	0.1%未満
228	N-ニトロソフェニルヒドロキシルアミンアンモニウム塩	0.1%未満
229	ヒドロキノン	0.1%未満
230	N-(ホスホノメチル)-グリシン(別名グリホサート)	0.1%未満
231	メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル	0.1%未満
232	硫酸ジイソプロピル	0.1%未満

基 発 1225 第 10 号  
平成 27 年 12 月 25 日

都道府県労働局長 あて

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

変異原性試験等結果検討委員候補者名簿及びがん原性試験指示検討委員候補者  
名簿の公表について

標記検討委員候補者については、今般、委嘱期間の終了に伴い、新たに委嘱が行われ、別  
添 1 及び別添 2 の名簿が作成されたところである。

については、貴局において掲示及び閲覧に供されたい。

(別添1)

## 変異原性試験等結果検討委員候補者名簿

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第34条の16の変異原性試験等結果検討委員候補者名簿は下記のとおりとする。

平成27年12月25日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

記

(敬称省略、五十音順)

氏名	現職等
荒木 明宏	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター副所長
太田 敏博	東京薬科大学 生命科学部 教授
大谷 勝己	独立行政法人労働安全衛生総合研究所 有害性評価研究グループ 上席研究員
後藤 純雄	麻布大学獣医学部 (共同研究員)
清水 英佑	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター所長
杉山 圭一	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター変異遺伝部 第二室長
鈴木 勇司	帝京短期大学 ライフケア学科 教授
田井 鉄男	独立行政法人労働安全衛生総合研究所 労働災害調査分析センター主任研究員
津田 洋幸	公立大学法人名古屋市立大学特任教授
西川 秋佳	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター長
本間 正充	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター変異遺伝部長
望月 正隆	東京理科大学薬学部 教授

(検討委員候補者の委嘱期間 平成27年12月25日～平成32年12月24日)

(別添2)

### がん原性試験指示検討委員候補者名簿

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第34条の20で準用する同規則第34条の16のがん原性試験指示検討委員候補者名簿は下記のとおりとする。

平成27年12月25日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

記

(敬称省略、五十音順)

氏名	現職等
太田 敏博	東京薬科大学 生命科学部 教授
大谷 勝己	独立行政法人労働安全衛生総合研究所 有害性評価研究グループ 上席研究員
大前 和幸	慶應義塾大学 医学部 衛生学公衆衛生学教室教授
後藤 純雄	麻布大学獣医学部 (共同研究員)
津田 洋幸	公立大学法人名古屋市立大学 特任教授
西川 秋佳	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター長
望月 正隆	東京理科大学薬学部 教授
森永 謙二	独立行政法人環境再生保全機構石綿健康被害救済部 顧問医師

(検討委員候補者の委嘱期間 平成27年12月25日～平成32年12月24日)